

(株) アライバル

佐藤 淳二 殿

宮城県知事 村井 嘉浩



特定 建設業の許可について (通知)

令和 5年 3月 24日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知します。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号	宮 城 県 知 事	許 可 (特 - 5) 第 20498 号
許 可 の 有 効 期 間	令 和 5 年 4 月 27 日 から 令 和 10 年 4 月 26 日 まで	
建 設 業 の 種 類		

建築工事業
左官工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
解体工事業

大工工事業
とび・土工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和10年 3月 27日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

